

# 別紙11

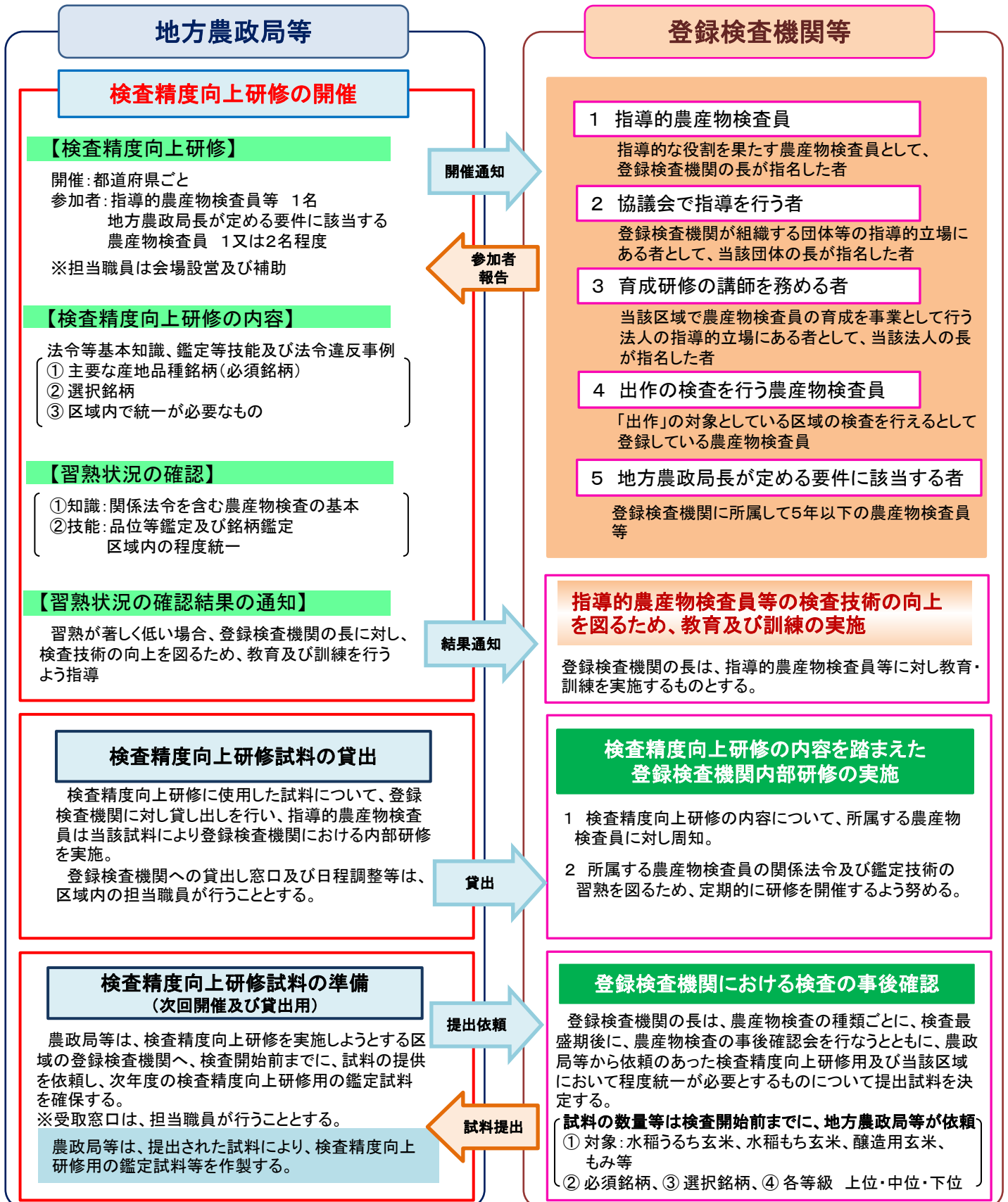
基本要領Ⅱの第4 登録検査機関に対する農産物検査指導

## 登録検査機関に対する農産物検査指導実施 マニュアル

登録検査機関に対する農産物検査指導等【国内産農産物（米穀編）】	・・・ 11-1
登録検査機関に対する農産物検査指導等【外国産農産物】	・・・ 11-2
農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた 事案に関わった農産物検査員等に対する指導【業務改善研修】	・・・ 11-3
第1 農産物検査指導	・・・ 11-4
第2 国内産農産物の検査精度向上研修	・・・ 11-4
第3 外国産農産物の検査精度向上研修	・・・ 11-7
第4 習熟状況の確認結果の通知について	・・・ 11-9
第5 登録検査機関における周知	・・・ 11-9
第6 検査技術の協力等	・・・ 11-9
第7 行政処分又は文書指導を受けた登録検査機関への対応	・・・ 11-9
第8 業務改善研修	・・・ 11-10
○ 様式1号～様式第4号	・・・ 11-11

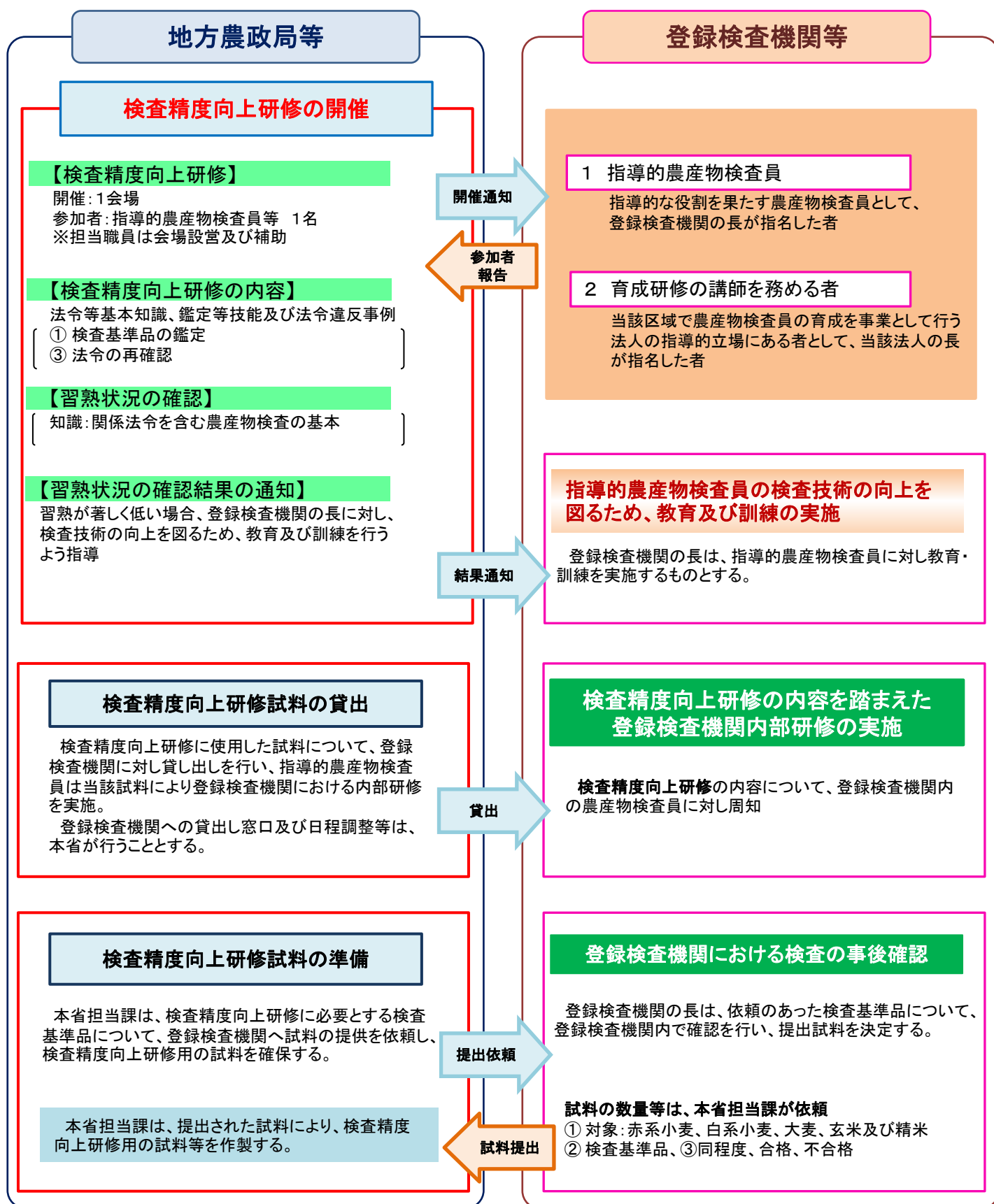
# 登録検査機関に対する農産物検査指導等

【国内産農産物(米穀編)】



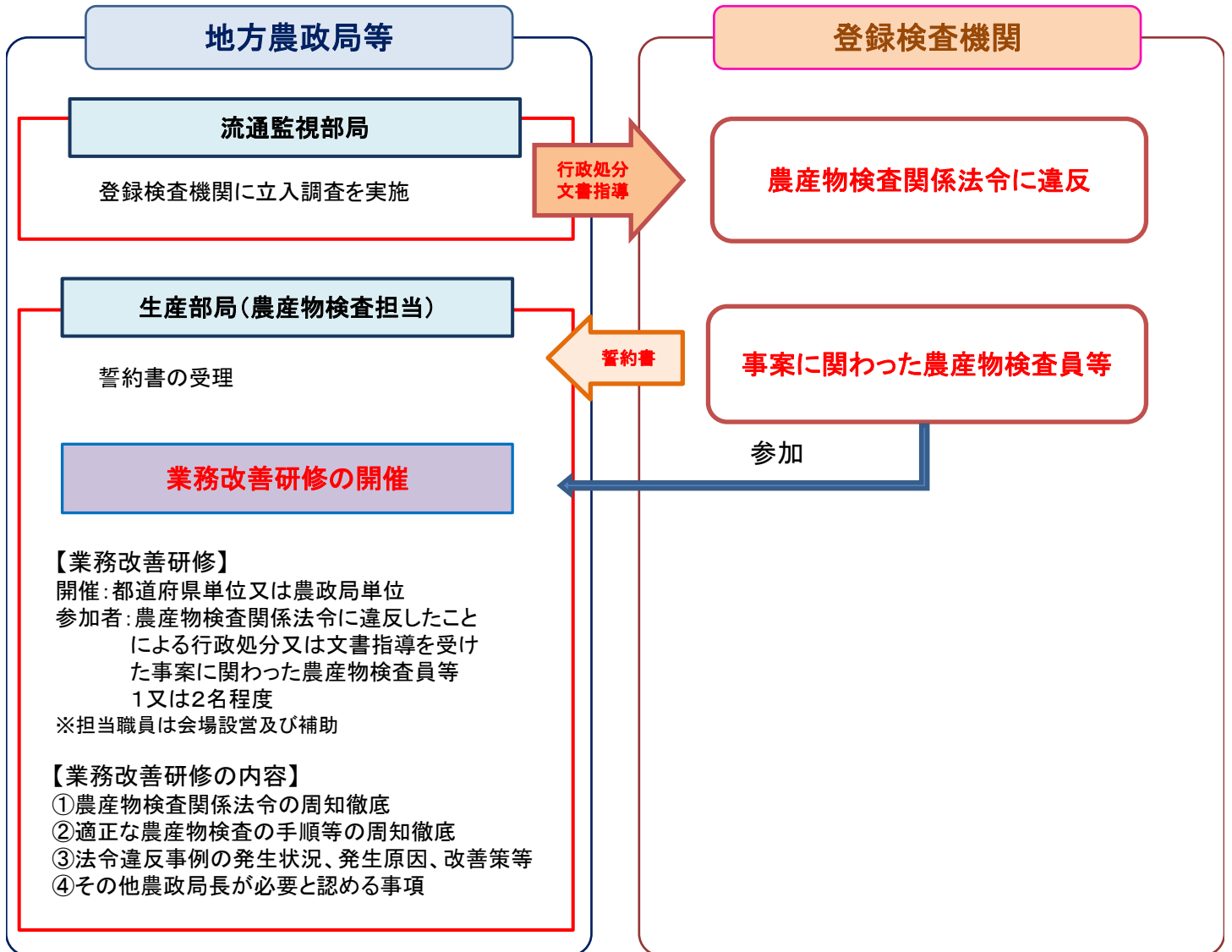
# 登録検査機関に対する農産物検査指導等

## 【外国産農産物】



農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員等に対する指導

【業務改善研修】



## 登録検査機関に対する農産物検査指導実施マニュアル

### 第1 農産物検査指導

地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物の円滑な取引及び検査技術の精度維持のために、登録検査機関及び農産物検査員に対して、次に定めるところにより指導（以下「検査指導」という。）を行う。

### 第2 国内産農産物の検査精度向上研修

地方農政局長は、登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、農産物検査技術の維持及び向上を目的として、都道府県ごとに検査精度向上研修を開催する。

#### 1 開催時期等

（1）検査精度向上研修は、都道府県ごとに年2回以上、当年産の検査が始まる前までに開催する。

ただし、飼料用もみ又は飼料用玄米のみを対象とした検査精度向上研修を開催する場合は、都道府県ごとの開催に代えて地方農政局単位で開催することができる。

（2）検査精度向上研修の開催日及び開催場所は、できるだけ多くの対象者が参加できるように、毎年度、都道府県ごとに管内の登録検査機関等と調整し、決定する。

（3）地方農政局長は、検査精度向上研修の開催日が決定した場合、登録検査機関等へ開催日を通知する。なお、2の（1）のエの登録検査機関への通知は、当該登録検査機関の所在地を管轄する地方農政局長を経由して行うこととする。

#### 2 対象者等

（1）対象者

検査精度向上研修の対象となる者は、検査精度向上研修を実施する区域内の以下の者とする。

ア 法第21条に基づき規定する業務規程（以下「業務規程」という。）において、指導的な役割を果たす農産物検査員として、登録検査機関の長が指名した者（以下「指導的農産物検査員」という。）

なお、複数の区域を検査区域とする登録検査機関については、検査精度向上研修が実施される区域の検査を行う指導的農産物検査員又は当該区域において農産物検査を行う者

イ 登録検査機関が組織する団体等において指導的立場にある者として、当

該団体の長が指名した者

ウ 農産物検査員の育成を事業として行う法人において指導的立場にある者として、当該法人の長が指名した者であって、当該区域で育成研修の講師を務める者

エ 業務規程において、程度統一会を実施する区域を「出作」の検査対象区域としている登録検査機関の当該区域の農産物検査を行う農産物検査員

オ 地方農政局長が定める要件に該当する農産物検査員

## (2) 参加者

検査精度向上研修の各登録検査機関からの参加者は、(1)のアからエまでの者から1名とし、(1)のオの者から1又は2名程度とする。ただし、開催規模を考慮の上、地方農政局長が必要と認める場合、参加者数を増加できることとする。

## (3) 参加者の決定

ア (1)のアからオまでの者が所属する登録検査機関、団体等及び法人の長は、地方農政局長から検査精度向上研修の開催について通知があった場合は、参加者を決定し、開催日の7日前までに様式第1号により地方農政局長へ報告することとする。

イ 地方農政局長は、参加者の報告があった場合、様式第2号に検査精度向上研修の習熟状況等について記録することとする。

様式第1号

様式第2号

## 3 実施事項

検査精度向上研修においては、次に掲げる事項を共有するものとする。

### (1) 農産物検査の基本

ア 農産物検査関係法令及び農産物検査に関する基本要領の解説

イ 検査規格の習熟

ウ 試料の分析技術

エ 被害粒等限界基準品による被害粒等の判定

オ 産地品種銘柄の鑑定（区域において銘柄が設定されている農産物に限る。）

産地品種銘柄の新規設定及び普及の状況を踏まえた銘柄鑑定

カ 程度統一試料（5に規定するものをいう。）を用いた区域内の検査格付の統一（検査規格において形質が規定されている農産物に限る。）

### (2) 前年産農産物検査の課題及び検査結果

### (3) 当年産農産物の生育状況

### (4) 農産物検査関係法令違反事例の発生状況、発生原因、改善策等

### (5) その他地方農政局長が必要と認める事項

## 4 農産物検査に係る習熟状況の確認

検査精度向上研修の参加者について、知識・技能の習熟状況を確認する。

(1) 知識（出題数：20問以上）

関係法令及び農産物検査に関する筆記問題を出題し、その習熟状況を確認する。

なお、参加者で、既に他の区域において、習熟状況の確認として、筆記問題を受検している場合は、これを省略することとする。

(2) 技能（出題数：30問以上）

品位鑑定及び産地品種銘柄鑑定を行い、農産物検査の技能の習熟状況を確認する。

ア 品位

品位鑑定は、品位及び格付け理由について出題することとする。

(ア) 水稲うるち玄米（20点以上）

(イ) 水稲もち玄米（5点以上）

(ウ) 醸造用玄米（5点以上）

イ 産地品種銘柄（区域の設定に合わせ出題）

(ア) 必須銘柄（参加者全員）

(イ) 選択銘柄（鑑定は全員、採点対象は選択している登録検査機関のみ）

(ウ) その他地方農政局長が必要と認めるもの

ウ 水稲うるち玄米、水稲もち玄米及び醸造用玄米以外は、区域において必要に応じて実施

## 5 標準試料

検査精度向上研修において使用する鑑定試料は、検査精度向上研修を実施する区域の登録検査機関から事前に提出された試料又は地方農政局長が準備した試料を用いる。

(1) 対象試料

ア 米穀（①水稲うるち玄米、②水稲もち玄米、③醸造用玄米、④その他）

イ 麦類（①普通小麦、②普通小粒大麦、③普通大粒大麦、④ビール大麦、⑤普通はだか麦）

ウ 豆類（①普通大豆、②特定加工用大豆、③その他）

エ その他地方農政局長が必要と認める種類

(2) 産地品種銘柄

ア 必須銘柄

イ 選択銘柄

ウ 新規に銘柄設定された産地品種銘柄

## 6 試料の確保

地方農政局長は、検査精度向上研修を実施する区域内の登録検査機関に対し、事前に試料の提供を依頼し、検査精度向上研修用の試料を確保する。

試料の依頼数量は、貸出用を踏まえ、米穀であれば6カルトン（約150g）程度として、地方農政局長が必要と認める数量とする。

## 7 試料の貸出

地方農政局長は、検査精度向上研修に使用した試料を登録検査機関に貸し出し、指導的農産物検査員は当該試料により登録検査機関において内部研修を実施することとする。

## 8 履修確認問題の作成

- (1) 地方農政局長は、4の(1)の筆記問題を出題するに先立ち、あらかじめ問題の候補30問以上作成し、検査精度向上研修を実施する2ヶ月前までに農林水産省農産局穀物課（以下「穀物課」という。）に送付する。
- (2) 穀物課は、地方農政局長から提出のあった問題を確認のうえ、必要に応じ検査精度向上研修の1ヶ月前までに、履修問題の追加問題を送付するものとする。
- (3) 地方農政局長は、穀物課から履修問題の追加送付があった場合、これを履修確認問題に追加し、20問以上の履修確認問題を決定し出題することとする。

なお、追加送付が無い場合は(1)の問題から履修確認問題を決定するものとする。

## 第3 外国産農産物の検査精度向上研修

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、農産物検査技術の維持及び向上を目的として外国産農産物の検査精度向上研修を開催する。

### 1 対象者

- (1) 検査精度向上研修の対象となる者は、第2の2の(1)のア及びウの者とする。

- (2) 参加者

検査精度向上研修の参加者は、(1)の者のうち、各登録検査機関等から1名とする。ただし、開催規模を考慮の上、農産局長が必要と認める場合、参加者数を増加できることとする。

- (3) 参加者の決定

ア 第2の2の(1)のア及びウの者が所属する登録検査機関及び法人の長は、農産局長から検査精度向上研修の開催について通知があった場合は、参加者を決定し、開催日の7日前までに様式第3号により農産局長

様式第3号



イ 農産局長は、参加者の報告があった場合、様式第4号に検査精度向上研修の習熟状況等について記録することとする。様式第4号

## 2 開催時期

検査精度向上研修は、年1回以上開催する。

## 3 実施事項

- (1) 農産物検査関係法令及び農産物検査に関する基本要領の解説
- (2) 被害粒等の判定（程度統一）
- (3) 農産物検査関係法令違反事例の発生状況、発生原因、改善策等
- (4) その他検査技術の維持・向上を図るための措置

## 4 標準試料

検査精度向上研修において、3の(2)で使用する試料については、以下のとおり準備する。

- (1) 対象試料  
玄米、精米、小麦（赤系・白系）、大麦、
- (2) 試料点数  
(1)の種類の種類別検査基準別に①同程度、②合格、③不合格の三種について、各2点以上とする。

## 5 試料の確保

農産局長は、検査精度向上研修に使用する試料について、登録検査機関へ提供依頼を行い、検査精度向上研修の試料を確保する。

## 6 試料の貸出

農産局長は、検査精度向上研修に使用した試料を登録検査機関に貸し出し、指導的農産物検査員は当該試料により登録検査機関において内部研修を実施することとする。

## 7 履修確認問題の作成

穀物課は、検査精度向上研修までに履修確認用の問題（20問以上）を作成する。

## 8 農産物検査に係る習熟状況の確認

検査精度向上研修の参加者について、知識・技能の習熟状況を確認する。

- (1) 知識（出題数：20問以上）  
関係法令及び農産物検査に関する課題について、筆記問題を出題しその習熟状況を確認する。

なお、参加者で、既に習熟状況の確認として、筆記問題を受検している場合は、これを省略することとする。

(2) 技能（出題数：20問以上）

検査精度向上研修を行った試料から出題し、農産物検査の技能の習熟状況を確認する。

#### 第4 習熟状況の確認結果の通知について

##### 1 国内産農産物

地方農政局長は、第2の4の結果、習熟状況が著しく低い者について、検査技術の向上を図るため、第5の2の研修等による教育及び訓練を行うよう登録検査機関の長等へ通知するものとする。

##### 2 外国産農産物

農産局長は、第3の8の結果、習熟状況が著しく低い者について、検査技術の向上を図るため、第5の2の研修等による教育及び訓練を行うよう登録検査機関の長等へ通知するものとする。

#### 第5 登録検査機関における研修

1 登録検査機関の長は、検査精度向上研修の内容を踏まえた内部研修会を開催し、所属する登録検査機関の農産物検査員に対し、検査精度向上研修の内容を周知することとする。

2 登録検査機関の長は、所属する農産物検査員の関係法令及び鑑定技術の習熟を図るため、農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分又は文書指導を受けた場合に原因事案の状況や反省点、再発防止策の検討及び実習を行うなど、定期的に研修を開催するよう努めるものとする。

#### 第6 検査技術の協力等

地方農政局長は、登録検査機関から、農産物検査員に必要な技術的能力の維持及び向上のための教育及び訓練の実施に際し、鑑定用試料の確認、教育方法、座学における教材の提供等に関する指導・助言を求められ、地方農政局長が必要であると判断した場合には、指導的農産物検査員に対し必要な助言を行う。

#### 第7 行政処分又は文書指導を受けた登録検査機関への対応

地方農政局長は、登録検査機関が農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分又は文書指導を受けた場合には、当該行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員（以下「指導等関係農産物検査員」という。）を直近の第8の業務改善研修に参加させることを確約する旨の誓約書を提出させるとともに、指導等関係農産物検査員の業務改善に向けた取組について報告させる。

なお、地方農政局長は、地域登録検査機関における行政処分又は文書指導が行われた事案について、管内の都道府県知事の協力の下で把握するものとする。また、地方農政局長は、各都道府県で業務改善研修を実施する場合には、当該都道府県知事に開催実績等の情報を共有するものとする。

## 第8 業務改善研修

地方農政局長は、指導等関係農産物検査員等に対して、法令遵守の徹底及び農産物検査員に必要な知識を習得させることを目的とした業務改善研修を開催する。

### 1 開催時期等

業務改善研修は、各都道府県における農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員の人数に応じて、地方農政局長が開催を決定するものとする。

なお、国内産農産物の検査に係る業務改善研修を開催する場合は、都道府県ごとの開催に代えて地方農政局単位で開催することができるものとする。

### 2 対象者等

#### (1) 対象者

指導等関係農産物検査員その他地方農政局長が定める要件に該当する者とする。

#### (2) 参加者

業務改善研修の参加者は、(1)の対象者から1又は2名程度とする。ただし、開催規模を考慮の上、地方農政局長が必要と認める場合、参加者数を増加できることとする。

#### (3) 参加者の決定

指導等関係農産物検査員が所属する登録検査機関の長は、地方農政局長から業務改善研修の開催について通知があった場合は、参加者を決定し、開催日の7日前までに、参加者の氏名、証明書番号を地方農政局長へ報告することとする。

### 3 実施事項

業務改善研修は、穀物課の助言の下、以下に掲げる事項について実施することとする。

- (1) 農産物検査関係法令の周知徹底
- (2) 適正な農産物検査の手順等の周知徹底
- (3) 農産物検査関係法令違反事例の発生状況、発生原因、改善策等
- (4) その他地方農政局長が必要と認める事項

地方農政局長 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者名

令和〇年度検査精度向上研修参加者について

開催通知があった検査精度向上研修について、下記の者の参加を報告します。

出席場所：

参加者氏名	証明書番号	検査精度向上研修参加歴				備考
		米穀	麦類	豆類	その他	

- ※1 参加者が農産物検査員の場合、証明書番号を記入すること
- ※2 検査精度向上研修参加歴は最新の参加年月日を記入すること



農林水産省農産局長 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者名

令和〇年度外国産検査精度向上研修参加者について

開催通知があった検査精度向上研修について、下記の指導的農産物検査員の参加を報告します。

参加者氏名	証明書番号	検査精度向上研修参加歴	備考

- ※1 参加者が農産物検査員の場合、証明書番号を記入すること
- ※2 検査精度向上研修参加歴は最新の参加年月日を記入すること

